○海上保安庁告示第三百三十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構　神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三四度一五分東経一三八度二〇分、北緯三四度五五分東経一三八度二〇分、北緯三四度五五分東経一三八度三五分、北緯三四度五五分東経一三八度三五分、北緯三四度五五分東経一三八度四五分、北緯三四度一五分東経一三八度四五分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三四度一〇分東経一三七度二〇分、北緯三二度四〇分東経一三七度二〇分、北緯三二度四〇分東経一三六度、北緯三三度四二分東経一三六度、北緯三四度一〇分東経一三六度三〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十一年十二月二十一日から平成二十一年十二月二十六日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳ測位装置、マルチビーム音響測深機による海底地形の調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十六号（平成二十一年十二月四日発行）、四管区水路通報第四十九号（平成二十一年十二月四日発行）、五管区水路通報第四十九号（平成二十一年十二月十一日発行）

○関東地方整備局告示第三百三十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十七日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月九日

関東地方整備局長　菊川　滋

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式

認定番号	浄化槽の名称	製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
3—09—H—007	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＡ型	東京都港区海岸３丁目20番20号　大日本インキ環境エンジニアリング㈱　代表取締役社長　バイ・ティアンファン	愛知県知多郡美浜町大字北方字柿谷３—５　大栄産業㈱　東海マリン工場 北海道歌志内市字文珠159番地９　大栄産業㈱　北海道工場 宮城県石巻市福地字塩手105番地　㈱コバヤシ製作所 鹿児島県曽於郡大崎町菱田2918番地の１　南九州ニッコー㈱
〃　007—1	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＣ型		
〃　007—2	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＤ型		
〃　007—3	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＨ型		
〃　007—4	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＩ型		
〃　007—5	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＪ型		
〃　007—6	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＫ型		
〃　007—7	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＬ型		
〃　007—8	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＭ型		
〃　007—9	ダイクリーンコミプラ　ＦＴＭＮ型		

○北陸地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
石川県羽咋郡宝達志水町荻谷ハ四五番一から同町荻谷ハ四五番一まで	前	一一・八〇～三七・〇〇メートル
	後	一一・八〇～一三・〇〇メートル
島い一番一まで	前	一一・八〇～二〇・〇八七キロメートル
	後	一一・八〇～一三・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号及び十七　長岡市稲葉町字野市一六六番一から同市稲葉町字野市一八四番一まで　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月九日

○近畿地方整備局告示第百八十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録建築物調査機関の名称　株式会社兵庫確認検査機構

二　住所　兵庫県姫路市南条四百三十四番地

三　代表者氏名　代表取締役　戸澤　光弘

四　登録年月日　平成二十一年十一月十九日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地　株式会社兵庫確認検査機構姫路本店　兵庫県姫路市南条四百三十四番地